

北海道文教大学除籍・復籍に関する取り扱い内規

(平成28年5月18日 程第1号)

(目 的)

第1条 この内規は、北海道文教大学学則第22条及び北海道文教大学院学則第36条（以下「学則等」という。）に規定する除籍及び復籍に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料未納者の除籍)

第2条 授業料等未納については「学費等の納付に関する取り扱い内規」に従い取り扱い、授業料を2期末納した者は、学則等第22条第1項第1号の規定により当該年度末日で除籍する。

(長期間行方不明者の除籍)

第3条 本学からの文書又は電話による連絡に対し、1年間何の返信もない長期間行方不明者については、学則等第22条第1項第4号の規定により除籍する。

(休学期間満了後の無手続者の除籍)

第4条 休学期間満了になり、別紙1「修学届」又は休学継続等の手続きをしない者は、学則等第22条第1項第5号の規定により、休学期間末日で除籍する。

(履修登録をしない者の除籍)

第5条 履修すべき科目が開講されていない等の正当な理由がなく履修登録をしない者は、学則等第22条第1項第6号の規定により、前期にあつては6月末日付け、後期にあつては12月末日付けで除籍する。

(復籍の取り扱い)

第6条 学長は、除籍した日の翌日から起算して1年以内に、当該除籍の事由となった事柄が無くなり、別紙2「復籍願」により願い出があつたときは、学則等第22条第2項の規定により、教授会の議を経て、復籍を許可することができる。

2 前項の時期は、学期の始めとする。

3 前項の規定にかかわらず、学則第35条に該当している者の復籍の時期は、授業料を納入した後の直近の卒業日とし、同日付けで卒業させる。

4 復籍を許可した者の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

5 復籍を許可した者の復籍後の学年は、原則として除籍前の学年とする。

(改 廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から適用する。